

報告書

船長

船名	船質	船舶番号	船籍港	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	主機の種類、筒数及び出力	
丸	船	第 号		トン		キロワット	
船舶所有者	住所						
	氏名又は名称						
船長	住所				海免 技状	種類	級海技士(航海)
	氏名					番号	第 号
機関長	住所				海免 技状	種類	級海技士(機関)
	氏名					番号	第 号
発航港及び到達港		発航港			到達港		
事実発生の日時及び場所							

事実のてん末

--

記載心得

1. (件名)には、「衝突」、「火災」、「遭難船舶救助」、「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。
2. 主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が機関に関するものでないときは、記載することを要しない。
3. 事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。
4. 航行中他の船舶の遭難を知ったこと(無線電信によって知ったときを除く。)の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること。
5. 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の船舶の用途(漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。)を備考として事実の末尾に記載すること。
6. 船員法施行規則第14条ただし書の規定により航海日誌を呈示しないときは、呈示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。
7. 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること。